

藤沢市火災予防条例の一部改正について
藤沢市火災予防条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市火災予防条例の一部を改正する条例

藤沢市火災予防条例（昭和48年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては，消火器の準備をした上で使用すること。

第21条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第23条第1項第2号中「または」を「又は」に改め，同条第2項中「および第9号」を「，第9号及び第9号の2」に，「および第5号」を「及び第5号」に改める。

第24条中「および第9号」を「，第9号及び第9号の2」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，消防法施行令が改正され，火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いに係る条例の制定に関する基準が追加されたことに伴い，本市の条例において同様の基準を追加する必要による。